

再評価個表

事業名	急傾斜地崩壊対策事業	事業主体	愛媛県
施設・工区名等	(急)与村井地区 よむらいちく	事業箇所	宇和島市吉田町法花津 うわじましよしだちようほけつ
事業主旨	(急)与村井地区では、荒廃した急傾斜地において、将来的な豪雨により斜面崩壊が発生し、崩壊土砂の流出から保全対象施設を守るため、急傾斜地崩壊防止施設(待受式擁壁工 125m、落石防護柵工 121m、現場打吹付法枠工 2,500 m²等)を整備する計画である。 これにより人家 26 戸、国道 50m、市道 180m に対する土砂災害を防止することができる。		
再評価の実施理由	「事業採択後 5 年が経過して継続中」の補助事業		

1. 地域の概要

(急)与村井地区は、宇和島市吉田町法花津に位置した法花津湾の北側の集落である。法花津湾に沿って国道378号が走っている。集落内の市道が国道にアクセスしており、地域住民の交通手段となっている。

集落内の背後斜面は、主に雑木、竹などの山林であるが、一部果樹園(柑橘類)として使用されている。

被害想定区域内には、保全対象として人家(居住家屋)や国道378号、市道等が存在する。対象地周辺の地質は、四万十帯に属し、当該地区では主に砂岩が分布している。

また、山地斜面下部には今郷川(宇和島市管理)が流れており、法花津湾に流下している。

(急)与村井地区では、平成30年7月の集中豪雨により、指定区域内の北側斜面に大規模な崩壊が発生し、約10棟の人家が倒壊するなどの甚大な被害が発生した。これを契機として、地元から急傾斜地崩壊防止施設の整備要望が出てきた。

斜面の崩壊範囲は、当初の急傾斜地崩壊危険区域の範囲を逸脱していた。

よって、指定範囲の追加を行い、崩壊区間を緊急急傾斜事業として対策工(法枠工)を施工した。

また、同様の土砂災害を防止するために、令和元年から令和2年に、残りの南側指定区域について現地測量、調査、詳細設計を行った。

令和3年に当該箇所の施工に着手し、現在施行中である。令和7年3月時点で、全体延長167mのうち約110mが完成している。

現在、全区間の施設の完成による地区の安全の確保を目指し、事業を進めている。

2. 事業概要及び事業経緯

事業採択	平成 30 年 8 月 (令和 3 年度より補助事業へ移行)	完成予定(注)	令和 10 年度(見込み)
用地着手	平成 30 年度	工事着手	令和元年度
全体事業費	450 百万円(うち用地補償費: 0 百万円)		
(1) 事業概要	・待受式擁壁工 延長 125m、落石防護柵工 延長 121m ・現場打吹付法砕工 面積 2,500 m²		
(2) 事業経緯	・急傾斜地崩壊危険区域の指定: 昭和50年12月 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 ・急傾斜地崩壊対策事業採択: 平成30年8月 ・工法確認(緊急対策区間): 令和元年6月 ・急傾斜地崩壊危険区域の指定(緊急対策区間の追加指定): 令和元年6月 ・工法確認(今回対象区間): 令和2年4月 ・補助事業への移行: 令和3年4月		

(注) 完成予定は、今後の予算の見通しや用地買収の進捗等の不確定要素があるため、現時点での見込みを示す

3. 事業の必要性及び整備効果等

(1) 事業の必要性	
(急) 与村井地区では、被害想定区域内に人家及び国道等があり、これら保全施設の土砂流出による被害軽減を図る必要がある。	
(2) 事業の整備効果	
急傾斜地崩壊防止施設を整備することで、年超過確率 1/50 の崩壊土砂に対して、人家 26 戸及び国道 50m 等の人命、財産を保全することができる。	
(3) 事業を巡る社会経済情勢等の変化	
【世帯数と人口】 (急) 与村井地区は、法花津湾に沿う国道 378 号の北側にあり、国道にアクセスする市道沿いに人家が立地している。その背後斜面には、急勾配で土砂や倒木が堆積している状況である。 当該地区がある宇和島市吉田町では、人口が減少傾向である。これにより斜面を利用した柑橘類の栽培も減少していくものと考えられる。 また、人家背後の斜面では手入れが満足にできず、荒廃が進んでいくものと想定される。 【地域の協力体制】 地元関係者からの要望により事業化された経緯もあり、調整も完了している。 また、急傾斜地崩壊防止区域の指定は完了しているとともに、緊急対策区間の整備は完了している。 令和 7 年 3 月時点で、全体延長 167m のうち約 110m が完成している。	

4. 事業の進捗状況及び進捗の見込み

(うち用地補償費) R6 末投資事業費	(0 百万円) [進捗率: — %] (事業費換算) 2 6 4 百万円 [進捗率: 5 8 . 7 %] (事業費換算)
(1) 事業の進捗状況	本事業は、平成30年8月に急傾斜地崩壊対策事業の採択を受けた。 平成30年7月に豪雨災害が発生し、斜面崩壊区間は緊急急傾斜事業として事業が完了している。 他区間については、令和元年度から詳細設計及び用地取得に着手した。しかし、地元の協力体制は整っているものの、地権者の相続人調査に時間を要したことや一部相続人等の関係で用地取得が難航したことなどから、事業が遅延している状況にある。現在、用地交渉は完了している。 当該箇所は、延長約125mの待受擁壁の区間である。 令和3年施工に着手し、事業を進め、約70mは完成済である。 現在、完成済の施設に続く約55mの区間について事業を進めている。
(2) これまでの整備効果	急傾斜事業の全体延長 167m のうち、緊急対策区間(延長約 47m)と他区間約 70m は事業が完了しており、斜面が崩壊した折の崩壊土砂に対して、保全人家の安全が確保されている。
(3) 今後の事業進捗の見込み	事業進捗率は、令和 6 年度末において 58.7%である。(事業費換算) 残りの区間については、継続して急傾斜地崩壊防止工事を進めることができれば、令和 10 年度までの事業完了に支障はない。

5. 事業の投資効果（費用対効果分析）

- ・費用便益比

C：総費用＝477百万円

- ・建設費 475百万円
- ・維持管理費 2百万円

B：総便益＝5,601百万円

主な便益内容

- ・一般資産被害(家屋、家庭用品)：533百万円
- ・公共土木施設等被害(道路)：16百万円
- ・人的被害：133百万円
- ・間接被害抑止効果：4,858百万円

$$B/C = 5,601 / 477 = 11.74$$

- ・参考資料

急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル（案）令和3年1月
（令和6年4月改訂版）
（出典：国土交通省水管理・国土保全局砂防部）

6. コスト縮減や代替案立案等の可能性

本事業では、コスト縮減として以下の内容に取り組んでいる。

- ①埋戻し材料及び盛土材料には、建設発生材を有効活用する
- ②残土搬山については公共工事間流用が図れるよう、各関係機関との情報交換を積極的に行う。

7. そ の 他

当該地区では、被害想定区域内に人家及び国道等があることから、これら保全施設の崩壊土砂による被害軽減を図るべく、急傾斜地崩壊対策施設の整備は不可欠である。

8. 対応方針（素案）

本事業については、以下の理由を踏まえ、『継続』としたい。

- ①(急)与村井地区は土砂災害警戒(特別警戒)区域に該当しているものの、現在は未着手区間があり、次期豪雨等により土砂災害の発生が懸念されるため、急傾斜地崩壊防止施設の整備により住民生活の安定を図る必要がある。
- ②費用便益比は『 $B/C = 11.74$ 』であり、事業効果が十分に見込めること。
- ③平成30年7月の集中豪雨で甚大な被害が発生しており、地元から急傾斜地崩壊防止施設の設置要望も強く、地元協力体制が整っている。